

議第163号

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例

京都市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「 京都市立音楽高等学校	京都市西京区大枝沓掛町14番地の26	」を
「 京都市立京都堀川音楽高等 学校	京都市中京区油小路通御池押油小路町238番地の 1	」に

改め、同表位置の欄中「京都市東山区今熊野字悲田院山5番地の22」を「京都市東山区今熊野悲田院山町5番地の22」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提案理由

京都市立音楽高等学校の名称及び位置を変更するとともに、規定を整備する必要があるので提案する。